

答申第 245 号

情公第 1362 号

令和 7 年 9 月 10 日

神奈川県公安委員会  
委員長 笹野章央様

神奈川県個人情報保護審査会  
会長 高橋良

保有個人情報一部開示処分に関する審査請求について（答申）

令和 6 年 2 月 21 日付けで諮問された特定事案に関する特定警察署作成文書一部不開示の件（その 2）（諮問第 258 号）について、次のとおり答申します。

## 1 審査会の結論

実施機関である神奈川県警察本部長は、審査請求人に対して行った令和5年9月12日付け保有個人情報一部開示決定において不開示とした情報のうち、110番事案措置票の処理状況欄に記載された内容を開示すべきである。

## 2 審査請求に至る経過

(1) 審査請求人は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第76条第1項の規定に基づき、令和5年8月31日付けで、神奈川県警察本部長（以下「実施機関」という。）に対し、「平成30年9月9日、審査請求人が隣人（以下「本件関係者」という。）とのトラブルで特定警察署に取り扱われた際に特定警察署が作成した文書」について、審査請求人を本人とする保有個人情報開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

(2) 本件開示請求に対し、実施機関は、令和5年9月12日付けで、平成30年9月9日付け110番事案措置票（以下「本件行政文書」という。）を対象文書として特定の上、次のとおり、その一部を不開示とする一部開示決定（以下「本件処分」という。）を行った。

ア 決裁欄及び担当者欄のうち、警部補以下の階級にある警察官の氏名及び印影並びに通報内容欄右下の通報者の住所、職業、勤務先、氏名、生年月日及び年齢については、審査請求人以外の特定の個人が識別される情報であるとして法第78条第1項第2号本文を理由に不開示とした。

イ 通報者欄、通報内容欄左下及び処理状況欄に記載された内容については、審査請求人以外の特定の個人が識別される情報であるとして法第78条第1項第2号本文を理由に、また、公開することにより、110番通報を受理及び処理する事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとして同項第7号柱書を理由に

不開示とした。

- (3) 審査請求人は、令和5年12月18日付けで、神奈川県公安委員会に対し、行政不服審査法第2条の規定に基づき、本件処分のうち、110番事案措置票の処理状況欄に記載された内容（以下「本件不開示情報」という。）を不開示とした処分について、その取消しを求める審査請求を行った。

### 3 実施機関（担当：神奈川県警察本部地域部通信指令課）の説明要旨

弁明書における説明を整理すると、本件不開示情報に係る本件処分の理由は、おおむね次のとおりである。

#### (1) 審査請求に係る保有個人情報

審査請求人が開示を求めている個人情報が記録されている行政文書は、平成30年9月9日に審査請求人が隣人（以下「本件関係者」という。）とトラブルになり、特定警察署に取り扱われた件（以下「本件事案」という。）で、特定警察署が作成した文書であり、実施機関は特定警察署で作成し保管している本件行政文書を特定した。

#### (2) 処分の理由

本件行政文書に記載された情報のうち、本件不開示情報について、実施機関は、以下のとおり、法第78条第1項第2号（開示請求者以外の個人に関する情報）及び同項第7号（事務又は事業に関する情報）柱書に該当すると判断したものである。

#### ア 110番事案措置票について

110番事案措置票は、110番通報を受理した場合、当該通報事案の発生場所等を管轄する警察署の警察官が現場に臨場し、事案の当事者、関係者等の人定事項を確認した上、事情聴取を行うなど110番通報に係る事案を適正に処理するために必要な警察活動を実施し、その結果を記録して処理状況等を明らかにするため作成している。

イ 法第78条第1項第2号該当性について

(7) 法第78条第1項第2号本文該当性について

法第78条第1項第2号本文には「開示請求者以外の個人に関する情報（略）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（略）若しくは個人識別符号が含まれるもの又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの」を不開示とする旨規定している。

本件不開示情報は、本件事案について、本件関係者からの事情聴取に基づいて記載した内容で、かかる情報は、開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示請求者以外の個人が識別される情報に該当するため、法第78条第1項第2号本文に該当する。

(i) 法第78条第1項第2号ただし書該当性について

法第78条第1項第2号ただし書は、同号本文に該当する情報であっても、同号ただし書イからハまでに該当する情報は開示すべき旨を規定しているが、本件不開示情報は、以下のとおり、同号ただし書イからハのいずれにも該当しない。

a 法第78条第1項第2号ただし書イ該当性について

本件不開示情報は、本件関係者からの聴取内容であり、慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報ではない。

なお、審査請求人は警察官が口頭で話した内容の記載は開示するよう主張するが、本件不開示情報は、本件事案について、本件関係者からの事情聴取に基づいて記載した内容で、かかる情報は、慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報ではない。

b 法第78条第1項第2号ただし書ロ及びハ該当性について

本件不開示情報は、「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報」又は「当該個人が公務員等（略）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」とは認められないため、法第78条第1項第2号ただし書ロ及びハには該当しない。

ウ 法第78条第1項第7号柱書該当性について

法第78条第1項第7号柱書は、事務又は事業に関する情報について「当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」は不開示とする旨規定されている。

110番事案措置票に記載された情報のうち、事案の当事者、関係者等に関する情報が第三者に明らかになる可能性があるとなれば、110番通報を処理するための警察活動に協力を得ることが困難になるなど、事件等の発生を速やかに認知し、適正な処理を行う110番通報業務の遂行に重大な支障を及ぼすおそれがあると認められる。

本件不開示情報には、本件関係者からの聴取内容が記載されており、これが開示されることとなれば、今後の110番通報業務の遂行に重大な支障を及ぼすおそれがあると認められることから、法第78条第1項第7号柱書に該当する。

なお、審査請求人は警察官が口頭で話した内容の記載は開示するよう主張するが、本件不開示情報には、本件関係者からの聴取内容が記載されており上記のとおり法第78条第1項第7号柱書に該当し、開示することはできない。

4 審査請求人の主張要旨

（省略）

## 5 審査会の判断理由

実施機関は、本件不開示情報が法第78条第1項第2号及び同項第7号柱書に該当することを理由に本件処分を行っていることから、以下、その妥当性について検討する。

### (1) 法第78条第1項第2号本文該当性について

実施機関は、本件不開示情報は、審査請求人以外の特定の個人が識別される情報に該当するとして法第78条第1項第2号に該当することを理由に不開示としている。

そこで検討すると、本件不開示情報はそれ自体では開示請求者以外の特定の個人を識別できる情報ではないものの、本件行政文書の他の情報と照らし合わせることで開示請求者以外の特定の個人を識別できる情報と認められることから、法第78条第1項第2号に規定する「開示請求者以外の個人に関する情報（略）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）」に該当する。

もっとも、法第78条第1項第2号本文に規定する情報であっても、同号ただし書イからハまでに該当すれば例外的に開示対象となる。

これを本件についてみると、本件行政文書に記載された本件事案の発生原因によれば、本件事案は審査請求人と隣人が対峙した状況で発生したトラブルであったと認められる。かかる状況を踏まえると、本件事案の性質上、本件不開示情報は審査請求人が知っている情報又は知り得る情報と認められるため、法第78条第1項第2号ただし書イに規定する「慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報」に該当する。

### (2) 法第78条第1項第7号柱書該当性について

実施機関は、本件不開示情報には本件関係者からの聴取内容が記載されており、これが開示されると今後の110番通報業務の遂行に重大な支障を及ぼすおそれがあるとして、法第78条第1項第7号柱書に該当することを理由に不開示としている。

この点、上記5(1)のとおり、本件不開示情報は、審査請求人が知っている情報又は知り得る情報と認められる以上、本件不開示情報を開示しても、今後、110番通報を処理するための警察活動に協力を得ることが困難になるなどの事態は想定し難く、110番通報業務の遂行に重大な支障を及ぼすおそれがあると認められないことから、法第78条第1項第7号柱書に規定する情報には該当しない。

### (3) 結論

以上のことから、実施機関は本件不開示情報を開示すべきである。

## 6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別 紙

審 査 会 の 処 理 経 過

| 年 月 日                          | 処 理 内 容                 |
|--------------------------------|-------------------------|
| 令和 6 年 2 月 2 1 日               | ○ 諮 問                   |
| 令和 7 年 1 月 3 0 日<br>(第351回審査会) | ○ 審 議                   |
| 令和 7 年 2 月 1 8 日<br>(第352回審査会) | ○ 審 議                   |
| 令和 7 年 3 月 3 1 日               | ○ 審査請求人から主張書面及び資料<br>提出 |
| 令和 7 年 4 月 2 1 日<br>(第354回審査会) | ○ 審 議                   |
| 令和 7 年 5 月 2 7 日<br>(第355回審査会) | ○ 審 議                   |



神奈川県個人情報保護審査会委員名簿

| 氏 名       | 現 職           | 備 考     |
|-----------|---------------|---------|
| 飯 島 奈 津 子 | 弁護士（神奈川県弁護士会） |         |
| 嘉 藤 亮     | 神 奈 川 大 学 教 授 | 会長職務代理者 |
| 金 井 恵 里 可 | 文 教 大 学 教 授   |         |
| 高 橋 良     | 弁護士（神奈川県弁護士会） | 会 長     |
| 中 畠 慶 子   | 弁護士（神奈川県弁護士会） |         |

（令和 7 年 9 月 10 日現在）（五十音順）